

各事業主殿

林材業労災防止協会長野県支部長

伐木等の業務（則36-8）特別教育修了者を対象とした 補講（2.5時間）の実施について（令和3年3月）

日頃より林材業における安全衛生教育事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正がされたことに伴い、同規則第36条第8号に定める特別教育修了者がチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、令和2年7月31日までは現行の伐木等作業の特別教育は有効ですが、令和2年8月1日以降は無効（チェーンソーによる伐木等作業に就けない）となります。

そのため、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日付け基発0214第9号（以下「施行通達」という。））により定められた補講（学科2時間、実技30分の計2.5時間）を受講いただく必要があります。

つきましては、今後、当支部が実施する下記の補講講習を受講いただきますようご案内申し上げます。

伐木等の業務（則36-8）特別教育の補講イ（2.5時間）講習要領

1 補講とは

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行又は適用されます。そのため、現行の伐木等作業の特別教育は、令和2年7月末日まで有効ですが、8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育（18時間講習）が有効となります。

今回、経過措置として、施行通達に記載の講習を受けることにより、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができることから、令和2年8月1日又は補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木等作業に就くことができます。

2 開催日時、場所及び定員

開催日・会場は「別表」（3ページ）のとおり

開催時間は、午前の部：9：30～12：00、午後の部：13：30～16：00

定員は、各回（午前、午後）とも30名以内

3 受講対象者

現行の伐木等の業務特別教育（旧安衛則第36条第8号）資格取得者で、当林災防等発行の「修了証」を所有している方

※1 当林災防等は、林災防（長野県支部）以外には、林災防で長野県支部以外の支部、長野県林業総合センター、長野県林業大学校、長野県林業労働財団です。

※2 上記※1以外の機関、団体等の修了証をお持ちの方、また、旧安衛則第36条第8号の2の修了者の方等は対象となりませんのでご注意ください。

4 受講料

5,000円（テキスト及び消費税を含む）。

会員には当支部で1,000円を負担します。

5 受講申込みの方法

4ページの申込書により、受講日の2週間前までに受講料を添えて下表の分会に申し込んで下さい。（事業場へ受講票を送付いたします。）

なお、定員になり次第締め切る場合がありますので、予めご承知おきください。

(表) 分会所在地等

分会名	所 在 地	電話・FAX
松 本	〒390-0852 松本市島立996（松筑建設会館内）松筑木材協同組合内 月～金 8：30～17：00 http://www.shochiku-mokkyo.jp/	TEL(0263)47-7466 FAX(0263)47-7467
木 曽	〒399-5608 木曽郡上松町荻原1579-3 木曽木材工業協同組合内 月～金 8：30～17：00	TEL(0264)52-5500 FAX(0264)52-5501
長 野	〒380-0915 長野市大字稲葉字上千田沖134-2 長野森林組合内 月～金 8：30～17：00	TEL(026)217-8822 FAX(026)219-2930
諏 訪	〒392-0017 諏訪市城南1-2548 諏訪木材協同組合内 火・水・金 8：30～15：00	TEL(0266)52-2468 FAX(0266)52-5543
上 田	〒386-0151 上田市芳田1818-1 上小木材協同組合内 月～金 8：30～17：00 http://www.jousho-mokukyo.or.jp/	TEL(0268)35-1400 FAX(0268)35-1373
飯 田	〒395-0033 飯田市常盤町30 飯伊森林組合内 月～金 8：30～17：00	TEL(0265)22-2845 FAX(0265)22-0612
中 野	〒389-2255 飯山市静間383-14(2階) 高水木材協同組合内 月・木 9：00～16：00	TEL(0269)67-0553 FAX(0265)67-0553
小 諸	〒384-0092 小諸市平原967-7 北佐久木材協同組合内 月～金 10：00～15：00	TEL(0267)22-2210 FAX(0267)24-0683
伊 那	〒396-0023 伊那市山寺274-1 上伊那木材協同組合内 月～金 9：00～15：00	TEL(0265)72-2165 FAX(0265)72-2166
大 町	〒398-0002 大町市大町3048-2 大北木材協同組合内	TEL(0261)22-0025 FAX(0261)22-0418

注 土日祝日は休業となります。その他に 8月13日～16日、12月29日～1月3日は休業です。

また、事務所へ申し込みされる場合は、電話で確認してください。

6 科目及び時間

	科 目	範 囲	時 間
学科	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1.0時間
	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1.0時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5時間
計			2.5時間

使用テキスト：「労働安全衛生規則第36条8号修了者を対象とした補講テキスト」及び「再発防止対策と関係法令（関係法令サブテキスト）」

7 持ち物

- (1) 本人確認ができる運転免許証、健康保険証など（不正行為防止のため）
- (2) 筆記用具
- (3) 保護衣（防護ズボン又はチャップス、当日着用していただきます。）、ヘルメット、耳栓、防振手袋等、日頃ご使用のもの。（事務局等へご確認ください。）

8 修了証の交付

所定時間を受講した者に対し、施行通達（平31.2.14基発0214第9号補イ）に基づく修了証を交付します。

9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策について
 - ・講習日当日に発熱症状（咳、咽頭痛の症状の人含む）の方は受講を控えて下さい。
 - ・受講中は、**必ずマスクを着用**してください。また、昼食はご自分でご用意下さい。
- (2) 今回お申し込みの方は、本年8月1日から補講を受ける日までの間、労働者としてチェーンソーによる伐木等作業には就くことができませんので、ご留意ください。
- (3) 補講対象者の人数が30名程度以上で、講習会場を用意できる事業所等については、出張講習の相談に応じます。
- (4) 受講対象者でない方（当林災防等以外の機関、団体等の旧安衛則第36条第8号の修了者）については、原則、修了証は出せません。但し、事業主の方から受講させたい旨の依頼等があれば、講習結果報告書を出す等の対応が可能です。
- (5) 旧安衛則第36条第8号の2の修了者を対象とする補講（学科3時間、実技2時間の計5時間）の開催は別途ご案内申し上げます。なお、旧安衛則第36条第8号の修了者で「チェーンソーに関する講習の教育を要しないとされた者」を対象とする補講（学科6時間、実技4.5時間の計10.5時間）の開催予定はありません。
- (6) お問い合わせは、林災防長野県支部 電話 0 2 6 - 2 2 7 - 0 3 2 7（事務局：阿部）
又は、2ページの各分会までお願いします。

「別表」講習会開催予定表（令和3年3月）

開催月日	会 場	時 間	定 員
3 / 1（月）	塩尻市 長野県林業総合センター （塩尻市大字片丘5,739）	AM: 9:30～12:00 PM: 13:30～16:00	AM: 30名 PM: 30名
	計		60名

伐木等の業務（則36-8）特別教育の補講イ(2.5時間)受講申込書

講習日	令和3年3月1日(月) AM・PM ※午前又は午後を選択。どちらかに○		会場名	塩尻市 長野県林業総合センター	
(ふりがな) 氏名	生年月日	〒 住所	●修了証 発行機関	●修了日	●修了証番号
	S H	〒			
	S H	〒			
	S H	〒			
	S H	〒			
	S H	〒			
	S H	〒			

※1 修了証のコピーを添付してください。(両面印刷のカードタイプは両面を、チェーンソー手帳は、住所・氏名等が記載されたページをコピーして下さい。鮮明なコピーとなるよう努めて下さい。)

※2 住所・氏名を変更されている方は、運転免許証のコピーなど確認できるものを添付してください。(上記の個人情報については、当支部が適正に管理し、本講習会の実施目的以外には使用しません。)

会員の有無 有 無 (いずれかに○印をつけて下さい。)

受講料 会員 1人 4,000円 × 人分 = 円
非会員 1人 5,000円 × 人分 = 円

令和 年 月 日

申込者 〒

事業所所在

事業所名

代表者名

電話

FAX

担当者名

※捺印等は住所・名前にかからないようにしてください。

林業・木材製造業労働災害防止協会 長野県支部長 殿